

診療体制検討部会設置要綱(案)

令和6年8月20日
長浜市
日本赤十字社
滋賀県長浜保健所

(目的および設置)

第1条 この要綱は、湖北圏域病院運営検討協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第5条第1項の規定に基づき、診療体制検討部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2 部会は、湖北圏域の4病院が中心となり、大学医局と連携しながら、指定管理者制度を導入した際に、湖北圏域の医療がさらに充実するよう、4病院が担う役割に合わせて、救急医療をはじめとする医療提供体制を検討し、想定される課題を整理し、解決することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 部会では以下の事項を所掌し、経過および結果を協議会に報告する。

- (1)救急医療をはじめとする医療提供体制(施設基準・施設整備、人員体制等)の検討
- (2)病院ビジョン策定に向けた対応方針検討
- (3)その他、部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会の構成員は、別紙のとおりとする。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

- 2 部会の会議は原則として非公開とする。
- 3 協議会の会議資料は原則として非公開とするが、部会員全員の承諾が得られた資料は公開とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は長浜市、日本赤十字社および滋賀県長浜保健所が共同で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。